様式第５号

中津市体育施設(6施設)の管理運営業務に関する

共同体（グループ）協定書

（目 的）

第１条　本協定は、中津市体育施設(6施設)の管理運営業務及び当該業務の附帯業務（指定に係る申請その他の準備行為及び当該管理運営業務の実施に係る中津市との協定締結その他の準備行為を含む。）を、共同連帯して営むことを目的とする。

（名 称）

第２条　当共同体は、○○○○○共同体（グループ）（以下「当共同体（グループ）」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同体（グループ）は、事務所を○○○○○ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体（グループ）は、平成○年○月○日に成立し、当該業務の指定期間の満了後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当共同体（グループ）は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

（構成団体の所在地及び名称）

第５条　当共同体（グループ）の構成団体は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

（代表団体の名称）

第６条　当共同体（グループ）の代表団体は○○○○○とする。

（代表団体の権限）

第７条　当共同体（グループ）の代表者は、当該業務の履行に関し、当共同体（グループ）を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、中津市と折衝する権限並びに指定管理者の候補者選定に係る申請書、当該業務に係る協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当共同体グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成団体の責任）

第８条　各構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当共同体（グループ）が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

２　当該業務の履行に係る各構成団体の業務分担及び出資の割合等については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、中津市及び全構成団体の承認がなければ、協定後に変更することはできない。

４　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成団体が協議して評価するものとする。

（指定管理委託料の受領割合）

第９条　代表団体は、指定管理者の代表として、中津市から指定管理委託料を受けるものとし、受領後直ちに各構成団体へ本協定書第８条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

（取引金融機関）

第１０条　当共同体（グループ）の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同事業体（グループ）の名称を冠した代表団体名義の別口預金口座によって取引するもものとする。

（決算）

第１１条　当共同体（グループ）の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までとし、事業年度末に決算を行い決算書を作成する。

（権利義務の譲渡の制限）

第１２条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（管理業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第１３条　構成団体は、中津市及び全構成団体の承認がなければ、当共同体（グループ）が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成団体のうち管理業務途中において、前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

（構成団体の除名）

第１４条　当共同体（グループ）は、構成団体のうちいずれかが、管理業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の全構成団体及び中津市の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（管理業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置）

第１５条　構成団体のうちいずれかが管理業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第１３条第２項を準用するものとする。

（構成団体の加入）

第１６条　前３条の規定により、構成団体の脱退、除名、破産又は解散により構成団体が欠けた場合は、中津市の承認を得て新たな構成団体を加入させることができる。

（代表団体の変更）

第１７条　代表団体が脱退し若しくは除名された場合又は代表団体としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表団体に代えて、他の全構成団体及び中津市の承認により残存構成団体のうちいずれかを代表団体とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　当共同体（グループ）が解散した後においても、管理業務につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、全構成団体において相談のうえ、定めるものとする。

　　　　　　　　　、　　　　　　　　　及び　　　　　　　　　は、上記のとおり中津市体育施設(6施設)の管理運営業務に関する共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各構成団体が記名押印のうえ各自が所持するとともに１通を中津市に提出する。

令和　 年　 月　 日

共同体（グループ）の名称　○○○○○○○共同体（グループ）

代表団体　 所在地

商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　印

構成団体 　所在地

商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　印

構成団体 　所在地

商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　印

別表

共同体(グループ)構成団体業務分担表

【代表団体】

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 業務及び責任分担 | ※業務分担及び責任分担に関し、共同体（グループ）構成団体それぞれの規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。 |
| 人員 | ※人員配置について、共同体（グループ）構成団体それぞれの業務、規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。　　　　　　　　名※詳細（配置場所、役職、有資格者等）は別途添付 |
| 出資割合 | ※共同体（グループ）の設立にあたり構成団体の出資割合について記載して下さい。 |
| 上記業務に係る指定管理委託料受領割合 | ※指定管理委託料の配分について、共同体（グループ）構成団体それぞれの業務、規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。※算出に係る資料は別途添付 |

【構成団体】

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 業務及び責任分担 | ※業務分担及び責任分担に関し、共同体（グループ）構成団体それぞれの規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。 |
| 人員 | ※人員配置について、共同体（グループ）構成団体それぞれの業務、規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。　　　　　　　　名※詳細（配置場所、役職、有資格者等）は別途添付 |
| 出資割合 | ※共同体（グループ）の設立にあたり構成団体の出資割合について記載して下さい。 |
| 上記業務に係る指定管理委託料受領割合 | ※指定管理委託料の配分について、共同体（グループ）構成団体それぞれの業務、規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。※算出に係る資料は別途添付 |

【構成団体】

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 業務及び責任分担 | ※業務分担及び責任分担に関し、共同体（グループ）構成団体それぞれの規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。 |
| 人員 | ※人員配置について、共同体（グループ）構成団体それぞれの業務、規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。　　　　　　　　名※詳細（配置場所、役職、有資格者等）は別途添付 |
| 出資割合 | ※共同体（グループ）の設立にあたり構成団体の出資割合について記載して下さい。 |
| 上記業務に係る指定管理委託料受領割合 | ※指定管理委託料の配分について、共同体（グループ）構成団体それぞれの業務、規模、能力から見た妥当性についても記載して下さい。※算出に係る資料は別途添付 |

上記「業務及び責任分担」については、本協定締結時点で想定する業務及び責任分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。